

7九治第233号
令和8年3月12日

各森林管理署長
都城支署長 殿

九州森林管理局 計画保全部長

九州森林管理局 ICT 活用工事(土工及び土工 1,000m³ 未満)事前協議試行実施要領に
ついて

このことについて、森林整備保全事業において ICT を活用すると明記された工事（発注者指定型及び受注者希望型）における取扱いを別紙要領のとおり定めたので通知する。

なお、本通知は、令和8年4月1日以降に入札公告を開始する工事から適用することとする
が、すでに契約施工中の工事においても受発注者間の協議により適用することができるものとする。

(担当：治山課 国有林治山係)

九州森林管理局 ICT 活用工事（土工及び土工 1,000m³ 未満）事前協議試行実施要領

1. 概要

ICT 活用工事については、「森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工）試行実施要領」及び「森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）試行実施要領」に基づき実施しているところであるが、九州森林管理局及び署等が発注する治山工事において ICT 活用工事を実施すると明記された工事のうち、法面工（高所掘削機械を用いた、法面掘削工及び法面整形工）を行う工事については、以下のとおり事前協議を実施するよう定めたので、適切に運用されたい。

2. ICT 活用工事における法面工の ICT 施工技術

ICT 活用工事における法面工は、次の施工プロセスのすべての段階を必須とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※ただし、施工現場の環境条件により、ICT 建設機械による施工が困難となる場合は、②、④、⑤の段階を必須とする。

3. ICT 活用工事における法面工の事前協議の留意事項

① 受注者は ICT 施工の実施に先立ち、現場環境・特徴等を考慮した「実施計画書」を提出すること。「実施計画書」には、3次元計測の要求事項を満足させ、施工中の安全性や作業効率を確保するための機器の選定・施工方法を記載すること。
実施計画書の作成に当たっては、別紙を参照のうえ作成すること。

② 受注者は発注者からの依頼に基づいて3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む。）を実施した場合は、見積書を提出するものとし、発注者は算定式を活用して、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

【算定式（参考）】

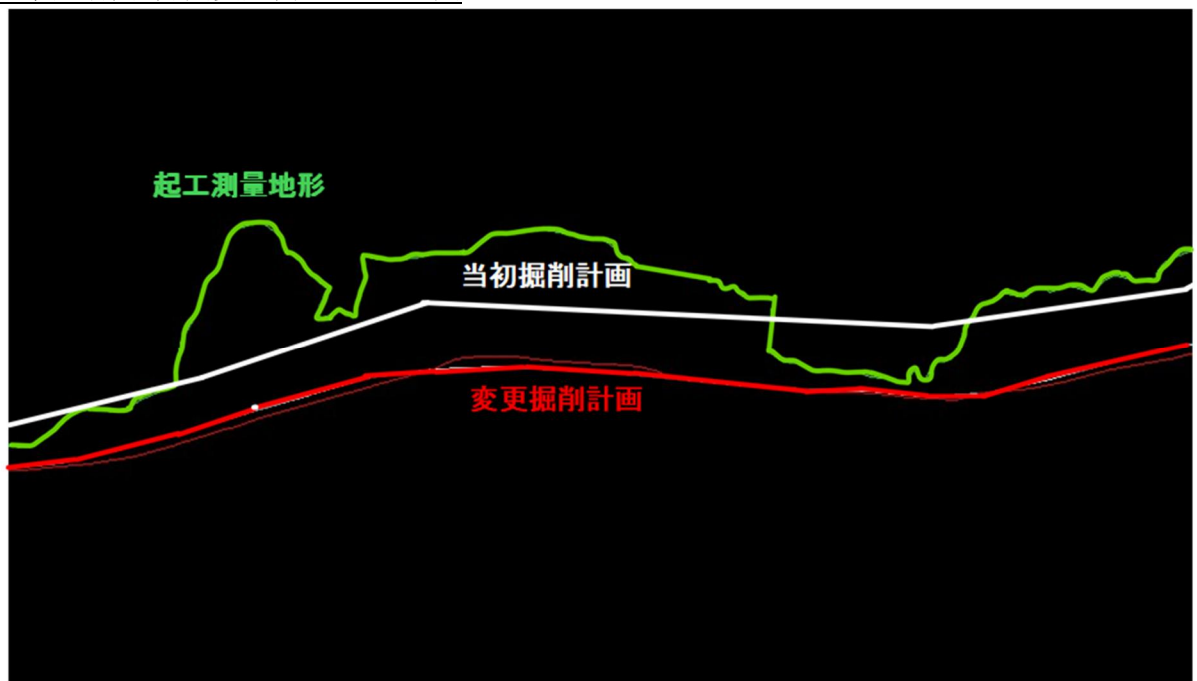
「森林整備保全事業 ICT 活用工事の積算等に関する Q & A Q 2」

③ 受注者は3次元起工測量を実施した後、当初設計図書の「掘削断面や地形断面」（以下、「掘削断面等」という）と3次元起工測量の差分を確認し、施工時の掘削断面等について監督職員と協議を行うこと。

なお、本協議が整わない場合は、ICT 活用工事としての取り扱いは行わないこととする。

- ④ 監督職員は上記③の協議に基づき、当初設計図書の掘削断面等と受注者が実施した3次元起工測量の成果を比較し、相違が認められる場合には、相違箇所・数量を書面（図面又は2次元データ等）で明確にし、施工時の掘削断面等を受注者と協議のうえ決定すること。
- ⑤ 掘削断面等の変更に伴う掘削土量については、④の協議に基づいた掘削土量をもって最終精算することとする。このため過掘による掘削土量の増加分は精算対象としないことから、事前協議において十分な掘削断面等の協議を行うこと。
- ⑥ 受注者は発注者からの依頼に基づいて3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む。）を実施した場合は、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。
- ⑦ 施工時の掘削断面等の決定に当たっては、掘削後に施工する構造物の安定性を確認すること。
また、当初設計の思想等を反映するため3者会議の活用も検討すること。
- ⑧ 掘削施工中に想定していない転石や伐根及び不安定土砂が確認された場合には、速やかに監督職員と掘削断面等の協議を行うこと。

※掘削断面 計画変更例 イメージ図



4. ICT 活用工事における法面工の施工における留意事項

- ① 受注者は、使用する ICT 建設機械の施工に先立ち、掘削機械の爪先精度の検証・確認を立会、又は書面にて報告を行うこと。

なお、爪先精度の確認は、平成 31 年 3 月国土交通省 ICT 建設機械 精度確認要領(案) 3. 8 作業装置の位置情報精度確認を参考に行うこと。

- ② ICT 建設機械での施工中、転石や伐根及び不安定土砂により計画した切土面が生成できない場合は、その状況を記録、又は報告すること。
- ③ 斜面における掘削施工は、計画された掘削範囲の全体において ICT 技術を活用することとし、ICT システムを使用せず施工を行っていることが確認された場合、費用の妥当性がないと判断し、ICT 建設機械に関わる費用計上は認めないものとする。

※ 掘削機械の爪先精度の検証・確認例



5. ICT 活用工事における法面工の施工管理の留意事項

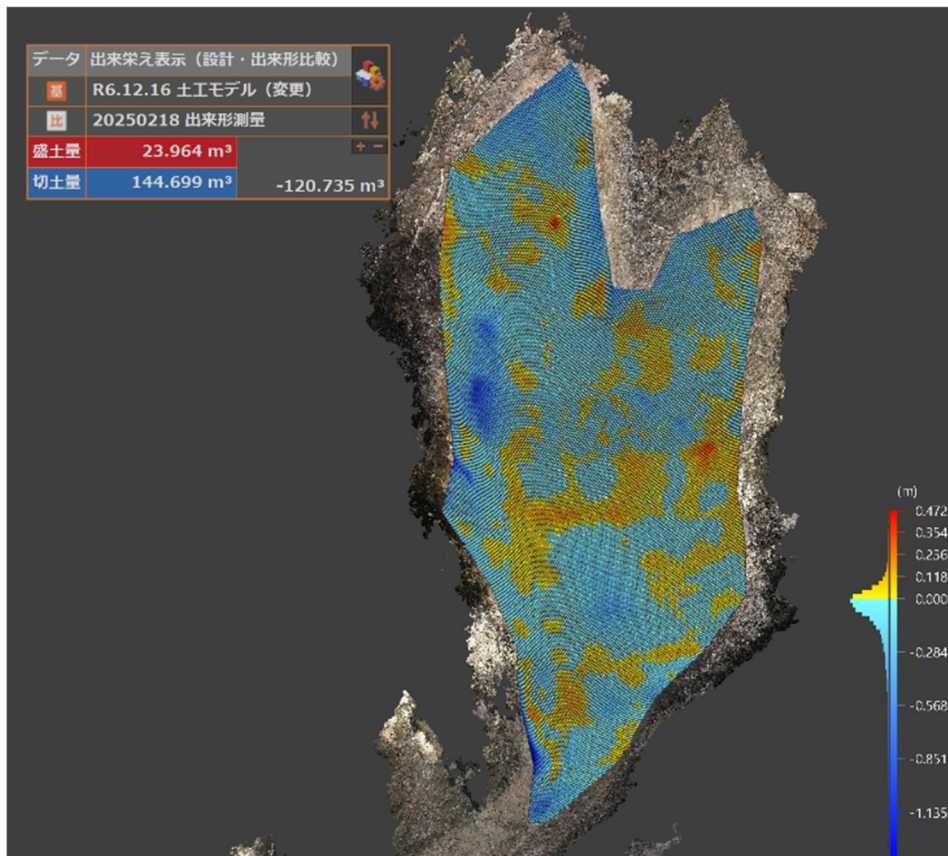
- ① 受注者は法面の掘削・整形の完了後、速やかに 3 次元出来形測量を実施し、計測した 3 次元点群データを基に、出来形評価データや実施数量の計測等のデータ作成を行うこと。なお、3 次元計測のデータは、点群密度等の要求規格を満足させるものとする。

- ② 出来形評価データは、3 次元設計データと出来形測量データの比較で作成し、施工品質の確認を行う。データ納品や作成方法は、現場環境や地質状況を考慮し監督職員と協議のうえ決定する。

- ③ 出来形数量のデータは、3 次元算出データか横断面図による平均断面法の何れかの方法で算出するが、監督職員と協議の上で算出方法を決定する。

出来形評価データ 事例

※ 出来形地形データと設計データ差分比較



6. ICT 活用工事における法面工のその他の留意事項

- ① 掘削残土の斜面下方までの移動土量（撥ね付け・段ばね）は、3次元出来形測量の結果を基に算出するが、事前報告や協議を経していない過掘による掘削土量の増加分は、精算対象としない。
- ② 法面工の ICT 活用における工事評価は、工程短縮・省人化や安全性の確保などの効果を総合的に判断して行う事とする。このため、ICT 技術の採用効果が確認できない部分に関しては、評価の対象としない。